高松空港事務所		
高知空港事務所		
北九州空港事務所		
長崎空港事務所		
熊本空港事務所		
大分空港事務所		
宮崎空港事務所		
丘珠空港事務所	管理課	
三沢空港事務所		
百里空港事務所		
小松空港事務所		
美保空港事務所		
岩国空港事務所		
徳島空港事務所		

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月八日

国土交通大臣　金子　恭之

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		
高松空港事務所		
高知空港事務所		
長崎空港事務所		
熊本空港事務所		
大分空港事務所		
宮崎空港事務所		
丘珠空港事務所	管理課	
三沢空港事務所		
百里空港事務所		
小松空港事務所		
美保空港事務所		
岩国空港事務所		
徳島空港事務所		
北九州空港事務所		

（本省及び各外局別の定員）

第一条　国土交通省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	四〇、〇三三人	
観光庁	二二七人	
気象庁	五、〇四一人	
運輸安全委員会	一八六人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一四、九五六人	
合計	六〇、四四三人	

改正前		
高松空港事務所		
高知空港事務所		
長崎空港事務所		
熊本空港事務所		
大分空港事務所		
宮崎空港事務所		
丘珠空港事務所	管理課	
三沢空港事務所		
百里空港事務所		
小松空港事務所		
美保空港事務所		
岩国空港事務所		
徳島空港事務所		
北九州空港事務所		

（本省及び各外局別の定員）

第一条　国土交通省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

区分	定員	備考
本省	三九、七四二人	
観光庁	二二五人	
気象庁	五、〇三五人	
運輸安全委員会	一八一人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一四、八八九人	
合計	六〇、〇七二人	

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の国土交通省定員規則（次項において「新規則」という。）第一条の規定及び次項の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（定員の期間別の特例）

2　新規則第一条の規定にかかわらず、国土交通省の本省の定員は、令和八年九月三十日までの間においては、四〇、〇三六人とする。